

第3号様式（第4条関係）

インターンシップの取扱いに関する協定書

匝瑳市インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、匝瑳市（以下「甲」という。）と教育機関名（以下「乙」という。）の間において、インターンシップの取扱いについて、以下のとおり協定を締結する。

（実習生の受け入れ）

第1条 甲は、乙に所属する学生等の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する学生等を実習生として受け入れるものとする。

なお、甲が乙から受け入れる実習生の氏名、所属、実習期間は、要綱に定める手続により決定するものとする。

（実習時間）

第2条 実習期間における1日の実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特に必要と認められる場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、別に定めることができる。

（報酬及び費用弁償）

第3条 甲は、実習生に対して、賃金・報酬、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

（実習生の身分及び服務）

第4条 実習生には、甲の職員としての身分は与えない。

- 2 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習の目的の達成に努めなければならない。
- 3 実習生は、市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、市職員の指揮及び監督に従わなければならない。
- 4 実習生は、甲の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 5 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- 6 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に市の承認を得なければならない。
- 7 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ市にその旨連絡しなければならない。

(誓約)

第5条 実習生は、要綱第9条に規定する誓約書を、甲に提出しなければならない。また、乙は、この誓約の遵守について指導徹底するものとする。

(実習の中止)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が、要綱第8条第2項から第5項までの規定による服務義務に反する行為を行ったとき。

(2) 実習を継続することにより業務に支障が生じたとき、又はそのおそれがあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により実習を中止する場合は、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

(事故責任等)

第7条 乙及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 乙及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

(実習の証明)

第8条 甲は、乙から実習内容等について証明を求められたときはこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、並びに改正の必要が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

附 則

本協定は、締結の日から発効する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 匝瑳市八日市場ハ793番地2
匝瑳市
匝瑳市長

印

乙 教育機関名
代表者職・氏名

印